

# 上水道関係法規

令和 元年（2019年）10月1日 抜粋

## 目 次

水道法	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
水道法施行令	・・・・・・・・・・・・・・・・	15
水道法施行規則	・・・・・・・・・・・・・・・・	16
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令	・・・・・・・・	24
城陽市水道事業給水条例	・・・・・・・・・・・・・・・・	34
城陽市水道事業給水条例施行規程	・・・・・・・・・・・・・・・・	46
城陽市指定給水装置工事事業者規程	・・・・・・・・・・・・・・・・	53

# 水道法（抜粋）

昭和三十二年六月十五日

法律第百七十七号

令和元年六月十四日公布

令和元年十月一日施行

（令和元年法律第三十七号）

## 目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第三章 水道事業

第二節 業務（第十四条—第二十五条）

第三節 指定給水装置工事事業者（第二十五条の二—第二十五条の十一）

第四節 指定試験機関（第二十五条の十二—第二十五条の二十七）

第六章 簡易専用水道（第三十四条の二—第三十四条の四）

第八章 雑則（第三十九条の二—第五十条の三）

第九章 罰則（第五十一条—第五十七条）

## 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（責務）

第二条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第二条の二 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等（水道事業者等との連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。）の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等との連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

4 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

（用語の定義）

第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

- 二 その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの
- 7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。
- 8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。
- 9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- 11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。
- 12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

（水質基準）

第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
  - 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
  - 三 銅、鉄、<sup>あつ</sup>弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
  - 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
  - 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
  - 六 外観は、ほとんど無色透明であること。
- 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（施設基準）

第五条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
  - 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
  - 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
  - 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
  - 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
  - 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあつては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
  - 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
  - 4 前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

### 第三章 水道事業

#### 第二節 業務

(供給規程)

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

- 2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
  - 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
  - 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
  - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
  - 五 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。
- 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。
  - 4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
  - 5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
  - 6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
  - 7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

（給水義務）

第十五条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。
- 3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置の構造及び材質)

第十六条 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置工事)

第十六条の二 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができることと認められる者の指定をすることができる。

2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(給水装置の検査)

第十七条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(検査の請求)

第十八条 水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結



果を請求者に通知しなければならない。

(水道技術管理者)

第十九条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

一 水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査(第二十二條の二第二項に規定する点検を含む。)

二 第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査

三 給水装置の構造及び材質が第十六条の政令で定める基準に適合しているかどうかの検査

四 次条第一項の規定による水質検査

五 第二十一条第一項の規定による健康診断

六 第二十二條の規定による衛生上の措置

七 第二十二條の三第一項の台帳の作成

八 第二十三條第一項の規定による給水の緊急停止

九 第三十七條前段の規定による給水停止

3 水道技術管理者は、政令で定める資格(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格)を有する者でなければならない。

(水質検査)

第二十条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

(健康診断)

第二十一条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定める

ところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して一年間、これを保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第二十二條 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

(給水の緊急停止)

第二十三條 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

- 2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

(消火栓)

第二十四條 水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。

- 2 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

- 3 水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

(情報提供)

第二十四條の二 水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

### 第三節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第二十五条の二 第十六条の二第一項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 第十六条の二第一項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第二十五条の四第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

四 その他厚生労働省令で定める事項

(指定の基準)

第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

一 事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

2 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

(指定の更新)

第二十五条の三の二 第十六条の二第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前二条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

(給水装置工事主任技術者)

第二十五条の四 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一 給水装置工事に関する技術上の管理

二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

四 その他厚生労働省令で定める職務

4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(給水装置工事主任技術者免状)

第二十五条の五 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。

2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

3 厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反

したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。

- 4 前三項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(給水装置工事主任技術者試験)

第二十五条の六 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

- 2 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して三年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

- 3 給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生労働省令で定める。

(変更の届出等)

第二十五条の七 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

(事業の基準)

第二十五条の八 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第二十五条の九 水道事業者は、第十七条第一項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第二十五条の十 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し)

第二十五条の十一 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 第二十五条の三第一項各号に適合しなくなつたとき。

- 二 第二十五条の四第一項又は第二項の規定に違反したとき。
  - 三 第二十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - 四 第二十五条の八に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
  - 五 第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
  - 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
  - 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。
  - 八 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。
- 2 第二十五条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。

## 第六章 簡易専用水道

- 第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。
- 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

## 第八章 雑則

(手数料)

- 第四十五条の三 給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする者は、国に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- 2 給水装置工事主任技術者試験を受けようとする者は、国（指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。
- 3 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

## 第九章 罰則

第五十一条 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の規定にあたる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による認可を受けないで水道事業を経営した者

二 第二十三条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第二十六条の規定による認可を受けないで水道用水供給事業を経営した者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項前段の規定に違反した者

二 第十一条第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第十五条第一項の規定に違反した者

四 第十五条第二項(第二十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して水を供給しなかつた者

五 第十九条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

六 第二十四条の三第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、業務を委託した者

七 第二十四条の三第三項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

八 第二十四条の七第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

九 第三十条第一項の規定に違反した者

十 第三十七条の規定による給水停止命令に違反した者

十一 第四十条第一項（第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項の規定による命令に違反した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 正当な理由がないのに第二十五条の五第三項の規定による命令に違反して給水装置工事主任技術者免状を返納しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。



# 水道法施行令（抜粋）

昭和三十二年十二月十二日

政令第三百三十六号

平成三十一年四月十七日公布

令和元年十月一日施行

（平成三十一年政令第百五十四号）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第六条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
  - 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
  - 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
  - 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
  - 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
  - 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
  - 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

# 水道法施行規則（抜粋）

昭和三十二年十二月十四日

厚生省令第四十五号

令和元年九月三十日公布

令和元年十月一日施行

（令和元年厚生労働省令第五十七号）

## 目次

### 第一章 水道事業

#### 第一節 事業の認可等（第一条—第十七条の四）

#### 第二節 指定給水装置工事事業者（第十八条—第三十六条）

### 第四章 簡易専用水道（第五十五条—第五十六条の八）

## 第一章 水道事業

### 第一節 事業の認可等

（令第一条第二項の厚生労働省令で定める目的）

第一条 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

第十二条の五 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第五号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告

ロ 貯水槽水道の利用者に対する情報提供

二 貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準

ロ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

(給水装置の軽微な変更)

第十三条 法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

(情報提供)

第十七条の五 法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第一号から第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期的に(第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

- 一 水質検査計画及び法第二十条第一項の規定により行う定期的水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項
- 二 水道事業の実施体制に関する事項(法第二十四条の三第一項の規定による委託及び法第二十四条の四第一項の規定による水道施設運営権の設定の内容を含む。)
- 三 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項
- 四 水道料金その他需要者の負担に関する事項
- 五 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項
- 六 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項
- 七 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査の結果
- 八 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

## 第二節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第十八条 法第二十五条の二第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 法第二十五条の三第一項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- 二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

3 前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。

第十九条 法第二十五条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人にあつては、役員の氏名
- 二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事業を行う事業所（第二十一条第三項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第二十五条の五第一項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号
- 三 事業の範囲  
(厚生労働省令で定める機械器具)

第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 四 水圧テストポンプ  
(厚生労働省令で定める者)

第二十条の二 法第二十五条の三第一項第三号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(給水装置工事主任技術者の選任)

第二十一条 指定給水装置工事業者は、法第十六条の二の指定を受けた日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定給水装置工事業者は、前二項の選任を行うに当たつては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。

第二十二條 法第二十五條の四第二項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第三によるものとする。

(給水装置工事主任技術者の職務)

第二十三條 法第二十五條の四第三項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第三十六條第一項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事(第十三條に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡

(免状の交付申請)

第二十四條 法第二十五條の五第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付を受けようとする者は、様式第四による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 戸籍抄本又は住民票の抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面)
- 二 第三十三條の規定により交付する合格証書の写し

(免状の様式)

第二十五條 法第二十五條の五第一項の規定により交付する免状の様式は、様式第五による。

(免状の書換え交付申請)

第二十六條 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面)を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

- 2 前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第六による。

(免状の再交付申請)

第二十七條 免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。

- 2 前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第七による。
- 3 免状を破り、又は汚した者が第一項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。

4 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失った免状を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納するものとする。

(免状の返納)

第二十八条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、一月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。

(試験の公示)

第二十九条 厚生労働大臣又は法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、法第二十五条の六第一項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

(試験科目)

第三十条 試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 公衆衛生概論
- 二 水道行政
- 三 給水装置の概要
- 四 給水装置の構造及び性能
- 五 給水装置工事法
- 六 給水装置施工管理法
- 七 給水装置計画論
- 八 給水装置工事事務論

(試験科目の一部免除)

第三十一条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

(受験の申請)

第三十二条 試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 法第二十五条の六第二項に該当する者であることを証する書類

二 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

三 前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第九による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類

2 指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、受験願書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該指定試験機関に提出しなければならない。

（合格証書の交付）

第三十三条 厚生労働大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

（変更の届出）

第三十四条 法第二十五条の七の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、役員の氏名

三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 法第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

（廃止等の届出）

第三十五条 法第二十五条の七の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から三十日以内に、

事業を再開したときは、当該再開の日から十日以内に、様式第十一による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

(事業の運営の基準)

第三十六条 法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、法第二十五条の四第一項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第二十五条の四第三項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
  - イ 令第六条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
  - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 六 施行した給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。
  - イ 施主の氏名又は名称
  - ロ 施行の場所
  - ハ 施行完了年月日
  - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
  - ホ 竣工図
  - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
  - ト 法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果



## 第四章 簡易専用水道

(管理基準)

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

# 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

平成九年三月十九日

厚生省令第十四号

平成二十六年二月二十八日公布

平成二十六年四月一日施行

(平成二十六年厚生労働省令第十五号)

水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)第四条第二項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を次のように定める。

## 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

### (耐圧に関する基準)

第一条 給水装置(最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。)は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

一 給水装置(次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。)は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験(以下「耐圧性能試験」という。)により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具(次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。)は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。

ロ 減圧弁が設置されているものであること。

ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。

ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。

三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路(次に掲げる要件を満たすものに限る。)については、接合箇所(溶接によるものを除く。)を有せず、耐圧性能試験により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により二〇キロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(浸出等に関する基準)

第二条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験(以下「浸出性能試験」という。)により供試品(浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料(金属以外のものに限る。)をいう。)について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。

3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。

4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

第三条 水栓その他水撃作用(止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。)を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を〇・一五メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止(閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止)をしたとき、その水撃作用により上昇

する圧力が一・五メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(防食に関する基準)

第四条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

第五条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置(二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方一五〇ミリメートル以上の位置)に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験(以下「逆流防止性能試験」という。)により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験(以下「負圧破壊性能試験」という。)により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。

ロ 逆止弁(減圧式逆流防止器を除く。)及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具(ハにおいて「逆流防止給水用具」という。)は、逆流防止性能試験により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第一欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	一・五メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力

(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気開口されている逆流防止給水用具（(3)及び(4)に規定するものを除く。）	三キロパスカル及び一・五メガパスカル	三キロパスカル
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（(4)に規定するものを除く。）	一・五メガパスカル	五〇キロパスカル
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	一・五メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は五〇キロパスカルのいずれかの高い圧力

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が七五ミリメートルを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあつては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあつては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。

ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が二五ミリメートル以下のものにあつては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が二五ミリメートルを超えるものにあつては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されてい

ること。

- 2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第二号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第六条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあつては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第七条 弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により十万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び第五条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。

附 則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

別表第一

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 $0.003\text{mg/l}$ 以下であること。	カドミウムの量に関して、 $0.003\text{mg/l}$ 以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 $0.00005\text{mg/l}$ 以下であること。	水銀の量に関して、 $0.00005\text{mg/l}$ 以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 $0.001\text{mg/l}$ 以下であること。	セレンの量に関して、 $0.01\text{mg/l}$ 以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 $0.001\text{mg/l}$ 以下であること。	鉛の量に関して、 $0.01\text{mg/l}$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 $0.001\text{mg/l}$ 以下であること。	ヒ素の量に関して、 $0.01\text{mg/l}$ 以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 $0.005\text{mg/l}$ 以下であること。	六価クロムの量に関して、 $0.05\text{mg/l}$ 以下であること。
亜硝酸態窒素	$0.004\text{mg/l}$ 以下であること。	$0.04\text{mg/l}$ 以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 $0.001\text{mg/l}$ 以下であること。	シアンの量に関して、 $0.01\text{mg/l}$ 以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	$1.0\text{mg/l}$ 以下であること。	$10\text{mg/l}$ 以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 $0.08\text{mg/l}$ 以下であること。	フッ素の量に関して、 $0.8\text{mg/l}$ 以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 $0.1\text{mg/l}$ 以下であること。	ホウ素の量に関して、 $1.0\text{mg/l}$ 以下であること。
四塩化炭素	$0.0002\text{mg/l}$ 以下であること。	$0.002\text{mg/l}$ 以下であること。
一・四―ジオキサン	$0.005\text{mg/l}$ 以下であること。	$0.05\text{mg/l}$ 以下であること。
シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―	$0.004\text{mg/l}$ 以下であること。	$0.04\text{mg/l}$ 以下であること。

ジクロロエチレン		
ジクロロメタン	〇・〇〇二mg/l以下であること。	〇・〇二mg/l以下であること。
テトラクロロエチレン	〇・〇〇一mg/l以下であること。	〇・〇一mg/l以下であること。
トリクロロエチレン	〇・〇〇一mg/l以下であること。	〇・〇一mg/l以下であること。
ベンゼン	〇・〇〇一mg/l以下であること。	〇・〇一mg/l以下であること。
ホルムアルデヒド	〇・〇〇八mg/l以下であること。	〇・〇八mg/l以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、〇・一mg/l以下であること。	亜鉛の量に関して、一・〇mg/l以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、〇・〇二mg/l以下であること。	アルミニウムの量に関して、〇・二mg/l以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、〇・〇三mg/l以下であること。	鉄の量に関して、〇・三mg/l以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、〇・一mg/l以下であること。	銅の量に関して、一・〇mg/l以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、二〇mg/l以下であること。	ナトリウムの量に関して、二〇〇mg/l以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、〇・〇〇五mg/l以下であること。	マンガンの量に関して、〇・〇五mg/l以下であること。
塩化物イオン	二〇mg/l以下であること。	二〇〇mg/l以下であること。
蒸発残留物	五〇mg/l以下であること。	五〇〇mg/l以下であること。
陰イオン界面活性剤	〇・〇二mg/l以下であること。	〇・二mg/l以下であること。
非イオン界面活性剤	〇・〇〇五mg/l以下であること。	〇・〇二mg/l以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、〇・〇〇〇五mg/l以下であること。	フェノールの量に換算して、〇・〇〇五mg/l以下であること。
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	〇・五mg/l以下であること。	三mg/l以下であること。



味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	○・五度以下であること。	五度以下であること。
濁度	○・二度以下であること。	二度以下であること。
一・二—ジクロロエタン	○・○○○四mg/l以下であること。	○・○○四mg/l以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして、 ○・○一mg/l以下であること。	トリエチレンテトラミンとして、 ○・○一mg/l以下であること。
エピクロロヒドリン	○・○一mg/l以下であること。	○・○一mg/l以下であること。
酢酸ビニル	○・○一mg/l以下であること。	○・○一mg/l以下であること。
スチレン	○・○○二mg/l以下であること。	○・○○二mg/l以下であること。
二・四—トルエンジアミン	○・○○二mg/l以下であること。	○・○○二mg/l以下であること。
二・六—トルエンジアミン	○・○○一mg/l以下であること。	○・○○一mg/l以下であること。
一・二—ブタジエン	○・○○一mg/l以下であること。	○・○○一mg/l以下であること。
一・三—ブタジエン	○・○○一mg/l以下であること。	○・○○一mg/l以下であること。
備考	<p>主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「○・○○一mg/l」とあるのは「○・○○○七mg/l」と、亜鉛及びその化合物の項中「○・一mg/l」とあるのは「○・九七mg/l」と、銅及びその化合物の項中「○・一mg/l」とあるのは「○・九八mg/l」とする。</p>	

別表第二

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中 心までの水平距離	越流面から吐水口の最 下端までの垂直距離
一三ミリメートル以下のもの	二五ミリメートル以上	二五ミリメートル以上
一三ミリメートルを超え二〇ミリメートル 以下のもの	四〇ミリメートル以上	四〇ミリメートル以上
二〇ミリメートルを超え二五ミリメートル 以下のもの	五〇ミリメートル以上	五〇ミリメートル以上
備考		
<p>1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあっては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、又は「四〇ミリメートル」とあるのは、「五〇ミリメートル」とする。</p> <p>2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあっては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、「四〇ミリメートル」とあり、又は「五〇ミリメートル」とあるのは、「二〇〇ミリメートル」とする。</p>		

別表第三

区分			越流面から吐水口の最下端まで の垂直距離
近接壁の影響がない場合			$(1.7 \times d + 5)$ ミリメートル以上
近接壁の 影響があ る場合	近接壁が 一面の場 合	壁からの離れが $(3 \times D)$ ミリメー トル以下のもの	$(3 \times d)$ ミリメートル以上
		壁からの離れが $(3 \times D)$ ミリメー トルを超え $(5 \times D)$ ミリメートル 以下のもの	$(2 \times d + 5)$ ミリメートル以上
		壁からの離れが $(5 \times D)$ ミリメー トルを超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ ミリメートル以上

近接壁が 二面の場合	壁からの離れが $(4 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(3.5 \times d)$ ミリメートル以上
	壁からの離れが $(4 \times D)$ ミリメートルを超え $(6 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(3 \times d)$ ミリメートル以上
	壁からの離れが $(6 \times D)$ ミリメートルを超え $(7 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(2 \times d + 5)$ ミリメートル以上
	壁からの離れが $(7 \times D)$ ミリメートルを超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ ミリメートル以上

備考

- 1 D:吐水口の内径 (単位 ミリメートル)  
d:有効開口の内径 (単位 ミリメートル)
- 2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。
- 3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
- 4 浴槽に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。)において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が五〇ミリメートル未満の場合にあつては、当該距離は五〇ミリメートル以上とする。
- 5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。)において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が二〇〇ミリメートル未満の場合にあつては、当該距離は二〇〇ミリメートル以上とする。

# 城陽市水道事業給水条例（抜粋）

昭和39年8月5日

条例第33号

改正 令和元年9月30日条例第11号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第9条—第16条）
- 第3章 給水（第17条—第25条）
- 第4章 料金及び手数料（第26条—第37条）
- 第5章 管理（第38条—第40条）
- 第6章 貯水槽水道（第40条の2・第40条の3）
- 第7章 雑則（第41条—第43条）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は水道事業の給水に関し法令その他別に定めのあるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 削除

#### （給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは需要者に水を供給するために管理者の施設する配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。

### 第4条 削除

#### （給水装置の所有権）

第5条 管理者が給水装置の工事を施行した場合に於ける給水装置の所有権は当該給水装置の工事の費用が完納になったとき申込者に帰属する。

2 給水工事の申込者が工事費を負担したものであつても給水装置が公共地内にあるものはその所有権は市にあるものとする。

#### （給水装置所有者の代理人）

第6条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めるときは給水装置の所有者はこの条例に定める事項を処理させるため市内に居住する代

理人を選定し管理者に届け出なければならない。

2 管理者は前項の代理人を不相当と認めるときは変更させることができる。

(総代理人の選定)

第7条 給水装置の所有者は次の各号の一に該当するときは水道の使用に関する事項を処理させるため総代理人を選定し管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) その他管理者が必要と認める者

2 管理者は前項の総代理人を不相当と認めるときは変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第8条 この条例により水道を使用する者はその家族、同居人、使用人、その他の従業者等の行為についてもこの条例に定める責を負わなければならない。

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(構造及び材質)

第9条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する基準に適合していなければならない。

2 管理者は、給水装置の構造及び材質が前項で定める基準に適合していないと認めるときは、給水契約の申込みを拒むことができる。

3 管理者は、現に使用する給水装置の構造及び材質が第1項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その基準に適合するまでの間、給水を停止することができる。

(給水装置の指定)

第9条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置について、その構造及び材質を指定することができる。

(工事の申込み)

第10条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）

第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当り管理者が必要と認めるときは利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(加入金及び配水管負担金)

第10条の2 給水装置（工事用又は臨時に給水する場合を除く。）の新設又は改造（給水管の呼び径を増径する場合に限る。）を行おうとする者は、当該新設又は改造後の給水管の呼び径に応じて次の表に定める加入金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）に、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た金額を加えた金額に相当する額をいう。以下同じ。）を加えた金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）並びに別に管理者が定める配水管布設経費負担金（以下「配水管負担金」という。）を管理者が定める時期に納付しなければならない。

給水管の呼び径	加入金額	
	新設	改造
13ミリメートル	176,000円	新口径と旧口径の差額とする。
20ミリメートル	237,000円	
25ミリメートル	540,000円	
40ミリメートル	1,216,000円	
50ミリメートル	2,703,000円	
75ミリメートル	7,434,000円	
100ミリメートル以上のものについては、管理者が別に定める。		

(工事の施行)

第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第9条第1項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 第1項の規定により指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事は、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。この場合において、管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

4 第1項の規定により指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事は、管理者が必要と認めるときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

5 第1項の規定により指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事は、しゅん工後速やかに、管理者のしゅん工検査を受けなければならない。

(工事の費用負担)

第12条 給水装置工事の費用は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要と認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事費の算出方法)

第13条 管理者が施行する給水装置工事の費用の額は、設計費、材料費、運搬費、労力費、工事監督費、路面等復旧費及び間接経費の合計額とする。ただし、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

2 前項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第14条 管理者が施行する給水装置工事を申し込む者は、設計によつて算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は工事竣工後に清算する。

(工事費の未納の場合の措置)

第15条 管理者が施行した給水装置工事の工事費で、申込者が指定期限内に納入しない費用があるときは、管理者は、給水装置を撤去することができる。

2 申込者は前項の撤去に要した費用を負担し並びに損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更)

第16条 管理者は配水管の移転その他特別の事由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは当該給水装置の所有者の同意がなくともこれを施行することができる。ただし、その費用は工事を必要ならしめた原因者の負担とする。

### 第3章 給水

#### (給水の原則)

第17条 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令またはこの条例の規定による場合のほか制限または停止することはない。

2 前項の給水を制限または停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてそのつどこれを告知する。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限または停止のため損害を生ずることがあつても市はその責を負わない。

#### (水道メーターの設置)

第18条 水道メーター（以下「メーター」という。）は管理者が給水装置に容易かつ適正に計量ができる場所を指定し設置する。

2 給水装置の所有者および水道の利用者（以下「利用者」と総称する。）は前項のメーターの設置に同意するものとする。

#### (メーターの保管)

第19条 メーターは利用者によって保管させる。

2 利用者はメーターを善様に管理しなければならない。

3 利用者は前項の管理を怠つたためメーターを亡失又は毀損したときはその損害を弁償しなければならない。

#### (水道の使用、中止、変更等の届出)

第20条 利用者は次の各号の一に該当する事項があるときは直ちに管理者に届け出でなければならない。

(1) 給水装置の使用を開始または中止もしくは廃止するとき。

(2) 給水装置の用途を変更または撤去するとき。

(3) 私設消火栓を使用するとき。

(4) 利用者の氏名または住所に変更があつたとき。

(5) 給水装置の所有者に変更があつたとき。

(6) 代理人若しくは総代理人の氏名または住所に変更があつたとき。

2 前項第2号及び第3号の事項は非常災害の場合事後すみやかに届出るものとする。

#### (無届けの使用)

第21条 届け出でを行わず給水装置を使用したときはその利用者によって前使用者の義務を課し



あわせて使用中の義務を負わせる。

2 前項の場合管理者は第41条の規定を準用することができる。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は消防又は消防演習のほか使用してはならない。

2 消防演習に使用するときは市の立会を要する。

3 私設消火栓は非常の場合、市その他関係係員にこれを開放しなければならない。

(給水使用の適正)

第23条 使用者はこの条例に定める用途以外に水道を使用し濫用し、または他人に分与し、もしくは販売してはならない。

(使用者の管理上の責任)

第24条 使用者は水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を善良に管理し、異状があるときは直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときはその費用は使用者の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときはこれを徴収しないことがある。

3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は使用者の負担とする。

(給水装置、水質等の検査)

第25条 管理者は給水装置及びメーターまたは供給する水の水質等について使用者から請求があつたときは検査を行いその使用者に結果を通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときはその実費を徴収する。

## 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第26条 使用者は、水道料金（以下「料金」という。）を市に納付しなければならない。

2 第27条第1項ただし書きに規定する集合住宅の使用者は、連帯して料金の納付義務を負うものとする。

(料金)

第27条 料金は、前の定例日（管理者の定めた基準日をいう。以下同じ。）の翌日から次の定例日（前の定例日が属する月から2月後の月の定例日をいう。）までの期間（以下「期」という。）につき次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に消費税等相当額を加えた額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

用 区分 途	料率	基本料金	従量料金（使用水量1m <sup>3</sup> につき）							
			20m <sup>3</sup> まで	21m <sup>3</sup> から40m <sup>3</sup> まで	41m <sup>3</sup> から60m <sup>3</sup> まで	61m <sup>3</sup> から80m <sup>3</sup> まで	81m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	101m <sup>3</sup> から200m <sup>3</sup> まで	201m <sup>3</sup> から5,000m <sup>3</sup> まで	5,001m <sup>3</sup> 以上
一 般 用	13ミリメートル	2,000円	40円	110円	160円	210円	240円	270円	300円	270円
	20ミリメートル	2,400円								
	25ミリメートル	2,600円								
	40ミリメートル	18,500円								
	50ミリメートル	41,300円								
	75ミリメートル	113,600円								
	100ミリメートル	220,800円								
	150ミリメートル	612,700円								
工所用又は臨時用に使用する場合		1m <sup>3</sup> につき 720円								

2 生計を異にする2以上の世帯が一のメーターを使用する集合住宅（以下「集合住宅」という。）に係る1期分の料金は、前項の規定にかかわらず、集合住宅の使用者の届出により、次の各号に掲げる料金につき、当該各号の規定により算定した額の合計額に消費税等相当額を加えた額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。

- (1) 基本料金 各戸のメーターの口径を13ミリメートルとした場合の前項の表に規定する基本料金の額に集合住宅の使用者が届け出た戸数（以下「使用戸数」という。）を乗じて得た額

(2) 従量料金 集合住宅の総使用水量を使用戸数で除して得た使用水量を基礎とし、前項の表に規定する従量料金の額に当該使用戸数を乗じて得た額

(料金の算定)

第28条 管理者は、2月につき1日の定例日にメーターの検針を行い、当該定例日の属する期の使用水量についてあらかじめ管理者の定めた日に料金を算定する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要があると認めるものについては、毎月の定例日にメーターの検針を行い、その日の属する月分としてあらかじめ管理者の定めた日に料金を算定することができる。

3 前各項の規定にかかわらず、管理者は、やむを得ない理由その他必要があると認めるときは、定例日以外の日メーターの検針を行うことができる。

(特別な場合の料金の算定)

第29条 期中の途中において水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止した場合の料金は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日数が30日以内のときは、第27条第1項の表で定める基本料金に2分の1を乗じて得た額と使用水量に2を乗じて得た水量が使用水量であるとした場合の同表に定める従量料金の額に2分の1を乗じて得た額との合計額に消費税等相当額を加えた額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 期中の途中において水道の使用を開始した場合 水道の使用を開始した日から定例日までの日数

(2) 水道の使用を中止し、又は廃止した日が期中の途中であり、その日と定例日とが同じ月に属さない場合 定例日の翌日から使用を中止し、又は廃止した日までの日数

(3) 期中の途中において水道の使用を開始し、その後の当該期中において水道の使用を中止し、又は廃止した場合 水道の使用を開始した日から使用を中止し、又は廃止した日までの日数

2 前項第1号に掲げる日数が30日以内の利用者について、メーターの検針により水道を使用していないと認められるときは、料金を徴収しない。

3 水道の使用を中止し、又は廃止した日が期中の途中であり、その日と定例日とが同じ月に属する場合は、その日をその期の定例日とみなして、料金の算定をする。

4 期中の途中において、メーターの口径に変更があつたときの基本料金は、変更前のメーターの口径に係る区分の第27条第1項の表に定める基本料金を適用する。

(使用水量及び用途の認定)

第30条 管理者は次の各号の一に該当するときは使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。

2 前項の使用水量の認定基準は別に定める。

3 届け出がなく用途の変更をしたと認められるものは管理者がその用途を認定する。

第31条 削除

(料金の徴収)

第32条 料金は、期ごとに徴収する。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 使用者が水道の使用を中止し、若しくは廃止し、又は管理者が給水を停止したときは、その都度、料金を算定し徴収する。

(予納金)

第33条 水道の使用を開始しようとする者は、第20条第1項第1号に規定する給水装置の使用の開始の届出のときに管理者が定める料金1期分相当額を予納金として納付しなければならない。ただし、官公署、公立の学校、病院、短期間のみ水道を使用する予定のものその他管理者が予納金の納付の必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 前項本文の場合において、メーターの口径に変更が生じたことにより、予納金の額が変更となつたときは、管理者は、その差額を追徴し、又は還付するものとする。

3 水道の使用を中止し、又は廃止したときの料金は、第1項本文の規定により納付された予納金により清算する。

4 予納金には利子を付さない。

第34条 削除

第35条 削除

(手数料)

第36条 手数料は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額を申込者から徴収し、徴収の時期については、管理者が別に定める。

- (1) 第11条第1項の指定給水装置工事事業者の指定をするとき 1件につき15,000円
- (2) 第11条第1項の指定給水装置工事事業者の指定を更新するとき 1件につき10,000円
- (3) 第11条第2項の確認をするとき 1件につき100,000円

- (4) 第11条第3項の設計審査をするとき
  - ア 新設又は全面改造工事に係るもの 1件につき6,800円
  - イ 一部改造工事に係るもの 1件につき1,100円
  - ウ その他工事に係るもの 1件につき5,100円
- (5) 第11条第4項の工事立会をするとき 1件につき5,100円
- (6) 第11条第5項のしゅん工検査をするとき
  - ア 新設又は全面改造工事に係るもの 1件につき7,600円
  - イ 一部改造工事に係るもの 1件につき800円
  - ウ その他工事に係るもの 1件につき5,100円
- (7) 給水装置工事に伴い、道路法等の占用申請を代行するとき 1件につき6,800円

2 前項各号の手数料は、特別の事由のない限り還付しない。

(料金、加入金、配水管負担金および手数料等の減免)

第37条 管理者は、非常災害のあつたときまたは公益上必要のあるときその他特別の事由があると認めるときは料金、加入金、配水管負担金および手数料又はその他費用の徴収を猶予し又は減免することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査)

第38条 管理者は水道の管理上必要があると認めるときは係員をして、ずいじ給水装置を検査させ使用者または総代人に対し適当な措置をさせることができる。

2 前項検査の場合係員は関係人に身分証票を呈示しなければならない。

(給水の停止処分)

第39条 管理者は第9条第3項に規定する外次の各号の一に該当する事項があるときは使用者にその事由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 料金、加入金、配水管負担金、手数料およびその他費用等をそれぞれ指定期限内に納付しないとき。
- (2) 係員の職務の執行を拒みまたは妨げたとき。
- (3) 水道をその用途以外に使用しまたは濫用し若しくは分与販売したとき。
- (4) 給水栓を汚染するおそれのある器物または施設と連絡して使用する場合等において警告を発しても尚改めないとき。

(5) その他正当の事由がなくこの条例に違背の行為があつたとき。

(給水装置の切離し)

第40条 管理者は次の各号の一に該当する場合で水道の管理上必要があると認められたときは給水装置を切離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明でかつ給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認められたとき。

## 第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第40条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第40条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 雑則

(過料)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 正規の手続きを経ないで給水装置を新設、改造、増設、修繕又は撤去した者
- (2) メーターの設置、給水量の計量、給水装置の検査及び給水の停止処分その他係員の職務執行につき著しく妨害した者
- (3) 給水装置の管理義務を著しく怠つた者

2 詐欺その他不正の行為によつて、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

（罰金）

第42条 この条例に違反し故意にメーターの機能を妨げ、またはみだりに配水管から給水の設備を設けて給水する行為をなした者は10万円以下の罰金に処する。

（委任）

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

# 城陽市水道事業給水条例施行規程（抜粋）

昭和50年4月1日

水管規程第3号

改正 平成31年3月29日公営企業管理規程第1号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第3条—第10条）
- 第3章 料金及び手数料（第11条—第14条）
- 第4章 簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等（第15条）
- 第5章 雑則（第16条）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、城陽市水道事業給水条例（以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において「配水管」とは、管理者が、使用者に給水する目的で布設した水道管及びこれに附属する施設をいう。

## 第2章 給水装置の工事及び費用

### （給水装置の構造及び材質の基準）

第3条 給水装置の構造及び材質の基準は、条例第9条で規定するもののほか、管理者が定める城陽市水道事業給水装置工事基準（以下「給水装置工事基準」という。）による。

2 条例中定義された用語は、これを準用する。

### （工事申込書等の提出）

第4条 条例第10条第1項の規定により、給水装置工事を申し込もうとする者は、給水装置工事基準に定める給水装置工事申込書及び給水装置工事設計書を管理者に提出しなければならない。

2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為又は城陽市開発指導



要綱（昭和50年城陽市告示第48号）第3条に定める同意が必要な行為（以下「開発行為」と総称する。）を行おうとする者又は市街化区域（同法第7条の市街化区域をいう。以下同じ。）以外の区域において給水装置工事を行おうとする者（以下「開発者」という。）は、管理者が必要と認めた場合、前項の申込みの前に、城陽市水道管布設工事等の施工に関する要綱（平成22年城陽市公営企業告示第12号。以下「要綱」という。）第12条第1項の規定に基づき施工の申請を行い、許可を受けなければならない。

- 3 条例第11条第5項の規定により、しゅん工検査を申し込もうとする者は、給水装置工事基準に定める給水装置工事しゅん工報告書を管理者に提出しなければならない。
- 4 申込者は、前3項にかかる提出書類に変更すべき事項が生じたときは、直ちに管理者にその旨を届け出なければならない。
- 5 条例第20条第1項（第3号を除く。）の規定により水道の使用、変更の届出を行おうとする者は、別に定める開栓（使用開始）申込書兼変更届を管理者に提出しなければならない。

（配水管負担金）

第5条 条例第10条の2の管理者が定める配水管負担金は、配水管負担経費、事務経費及び配水管維持管理経費の額の合計額とする。

- 2 配水管負担経費の額は、新設又は改造を行う給水管の呼び径に応じて次の表に定める配水管負担経費に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）に、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た金額を加えた金額に相当する額をいう。以下同じ。）を加えた金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

給水管の呼び径	配水管負担経費	
	新設	改造
13ミリメートル	81,000円	新口径と旧口径の差額とする。
20ミリメートル	89,000円	
25ミリメートル	152,000円	
40ミリメートル	1,016,000円	
50ミリメートル	2,287,000円	
75ミリメートル	6,353,000円	
100ミリメートル以上のものについては、管理者が別に定める。		

- 3 事務経費の額は、次の表に定める事務経費に消費税等相当額を加えた金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

開発面積	事務経費
1,000m <sup>2</sup> 未満	84,700円
1,000m <sup>2</sup> 以上5,000m <sup>2</sup> 未満	156,100円
5,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満	304,700円
開発面積10,000m <sup>2</sup> 以上のものについては、管理者が別に定める。	

備考

- この表において、「開発面積」とは、前条第2項の開発行為をする開発区域の面積と市街化区域以外の区域における給水装置工事に伴い布設した給水装置及び配水管に係る区域（開発区域を除く。）の面積の合計（給水装置等の布設を必要としない区域の面積を除く。）をいう。
  - この表は、市街化区域における開発行為によらない給水装置工事には、適用しない。
- 4 配水管維持管理経費は、次の表の左欄に掲げる配水管の口径の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める口径別単価に当該配水管の布設延長を乗じて得た額の合計額に消費税等相当額を加えた金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

配水管の口径(mm)	口径別単価（円/m）
50	857円
75	2,190円
100	2,666円
150	3,523円
200	4,285円
口径250mm以上のものについては、管理者が別に定める。	

備考

- 開発行為により市街化区域内に給水装置を新設する場合における配水管の布設延長は、当該開発区域内に布設する配水管の布設延長に限る。
- 市街化区域以外の区域に給水装置を新設し、又は改造する場合における配水管の布設延長は、当該給水装置工事に伴って布設（布設替を含む。）する配水管の布設延長とする。

3 この表は、市街化区域における開発行為によらない給水装置工事には、適用しない。

(配水管布設工事の施工及び所有権)

第6条 給水装置工事に伴い必要となる配水管布設工事(開発行為により市街化区域内に給水装置を新設する場合における開発区域外の当該工事を除く。)は、要綱の定めるところにより、工事申込者において施工するものとする。この場合において、工事費用は工事申込者の負担とする。

2 工事申込者が布設した配水管の所有権は、工事完成後、城陽市に移転するものとする。

(加入金等の納付時期)

第7条 条例第10条の2に規定する加入金及び配水管負担金の納付時期は、当該給水装置工事申込日から15日以内とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、管理者がその都度指定した時期とする。

(加入金等の返還)

第8条 管理者は、要綱第12条第3項の規定に基づき配水管布設工事施工許可証の交付を受けた者が申込者の都合により当該施工申請を取下げた場合は、申込者に加入金及び配水管負担金(事務経費を除く。)を返還するものとする。

(工事費の負担)

第9条 条例第12条の規定により市においてその費用を負担する給水装置工事とは、次の各号に掲げるものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、その給水装置工事の費用の全部又は一部を原因者に負担させるものとする。

(1) 配水管の布設替えにともなう給水装置の連絡替え工事

(2) 道路内の給水装置の修繕工事

2 過失により水道施設を破損した者は、次の各号に定める工事費を、市に納入するものとする。

(1) 修繕に要した費用

(2) 漏水、通水、洗管の水道料金

(3) その他

(工事費の算出基準)

第10条 条例第13条第2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、給水装置工事基準によるものとする。

### 第3章 料金及び手数料

(料金、予納金及び手数料の納付時期)

第11条 条例第26条、第33条及び第36条に規定する料金、予納金及び手数料の納付時期は、次に定めるところによる。ただし、納入通知書による場合は、納入通知書発行日から15日以内とする。

- (1) 料金 当該期の翌月の末日まで。ただし、使用の中止に係るものはその日
- (2) 予納金 新設又は改造の場合は、メーター出庫日、再使用の場合は開栓申込日
- (3) 手数料 給水装置工事に係るものは、当該給水装置工事申込日から15日以内。

その他のもの及び管理者が必要と認めるときは、管理者がその都度指定した時期

(使用水量の認定基準)

第12条 条例第30条第1項に規定する使用水量は、当該期の前2期の平均使用水量に季節的要因を平均使用水量の30%の範囲内で認定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の基準が適用できないとき又は客観的に証明されたその他の要因が明らかなきときは、管理者は、それらの実情を考慮して認定する。

(予納金)

第13条 条例第33条に規定する料金1期分相当額は、次の表のとおりとする。

メーターの口径	一般用	工事用
13ミリメートル	6,000円	70,000円
20ミリメートル		
25ミリメートル		
40ミリメートル	23,000円	170,000円
50ミリメートル	47,000円	
75ミリメートル	125,000円	
100ミリメートル	241,000円	
150ミリメートル	664,000円	

- 2 条例第33条ただし書に規定する管理者が必要と認めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する保護を受けている者
- (2) 次条第2項第2号の規定により減免される者

(料金等の徴収猶予及び減免)

第14条 管理者は、条例第37条に規定する料金、加入金、配水管負担金又は手数料について、特に必要と認めるときは、その徴収を猶予することができる。

2 料金、加入金、配水管負担金又は手数料の減免は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 料金

発見不可能な地下漏水の場合において推定漏水量の2分の1を限度とする額(管理者が特に必要と認めた場合にあつては、管理者が別に定める基準により算定した額)を軽減する。

(2) 加入金及び配水管負担金

次に定めるところによる。

ア 本市の所有となるべき給水装置の場合 免除

イ 自治会(城陽市自治会活動助成金等交付規則(昭和55年城陽市規則第52号)第2条第1号に規定するものをいう。)の集会所等の公共的な用途のみを目的とした給水装置の場合 免除

ウ 本市水道施設創設時の配水管布設の際、一定の負担金を市に納入して分水引込工事を行った給水装置の場合 免除

エ 管理者が特に必要と認めた場合 管理者が別に定める額を軽減

(3) 手数料

管理者が特に必要と認めた場合において管理者が別に定める額を軽減する。

3 管理者は、前項の規定にかかわらず、65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は寡婦のうち、城陽市税条例(昭和39年城陽市条例第25号)第51条第2項第1号に該当する者又は生活保護法の規定による保護を受ける者について、各期分の基本料金のうち700円を減免することができる。

4 前項の規定に基づき減免を受けようとする者は、別に定める城陽市水道料金減免申請書を管理者に提出しなければならない。

5 前年度に引き続き減免を受けようとする者は、前項の申請書を6月30日までに管理者に提出しなければならない。

## 第4章 簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等

第15条 条例第40条の3第2項の規定により、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、京都府小規模貯水槽水道衛生管理指導要領に定める管理基準に基づき、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第5章 雑則

(その他)

第16条 その他この規程に関する必要な書類の様式等については、管理者が別に定める。

# 城陽市指定給水装置工事事業者規程（抜粋）

平成10年4月1日

水道事業管理規程第3号

改正 令和元年9月13日公企管規程第1号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定給水装置工事事業者の指定等（第3条—第9条）
- 第3章 給水装置工事主任技術者（第10条・第11条）
- 第4章 指定給水装置工事事業者の義務（第12条—第14条）
- 第5章 雑則（第15条・第16条）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、城陽市水道事業給水条例（昭和39年城陽市条例第33号。以下「条例」という。）第43条の規定に基づき、城陽市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

### （業務処理の原則）

第2条 指定工事事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）、条例、城陽市水道事業給水条例施行規程（昭和50年城陽市水道事業管理規程第3号。以下「施行規程」という。）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

## 第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

### （指定の申請）

第3条 法第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年城陽市条例第13号）第3条第2項第1号に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第11条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する施行規則に定められた様式第2による書類
- (2) 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し  
(指定の基準)

第4条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、法第16条の2第1項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、第11条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
  - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
  - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として施行規則で定めるもの
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者



エ 第7条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者  
オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの  
(指定の更新)

第4条の2 前2条の規定は、法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新について準用する。

(指定工事事業者証の交付)

第5条 管理者は、法第16条の2第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事事業者に城陽市指定給水装置工事事業者証(別記様式。以下「指定工事事業者証」という。)を交付する。

- 2 指定工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第7条の規定により指定の取消しを受けたときは、指定工事事業者証を管理者に返納しなければならない。
- 3 指定工事事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第8条の規定により指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証を管理者に提出しなければならない。
- 4 指定工事事業者は、指定工事事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第6条 指定工事事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められた様式第2による第4条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第7条 管理者は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により法第16条の2第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第4条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第11条第1項及び第3項の規定に違反したとき。
- (5) 第12条に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第13条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第14条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第8条 前条各号のいずれかに該当する場合において、指定工事事業者にしんしゃくすべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第9条 管理者は、次に掲げるときは、その都度その旨を城陽市公報に掲載して公示する。

- (1) 法第16条の2第1項の規定により指定工事事業者を指定したとき。
- (2) 第6条の規定により指定工事事業者から給水装置工事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (3) 第7条の規定により指定工事事業者の指定を取り消したとき。

- (4) 第8条の規定により指定工事事業者の指定を停止したとき。

### 第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第10条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
  - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
  - (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認
  - (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
    - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
    - イ 第12条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
    - ウ 給水装置工事（施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡
- 2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第11条 指定工事事業者は、法第16条の2第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 2 指定工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
- 3 指定工事事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 指定工事事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

## 第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第12条 指定工事事業者は、次に掲げる給水装置工事事業者の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事事業者の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事（施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第10条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
  - ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
  - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事（施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
  - ア 施主の氏名又は名称
  - イ 施行の場所
  - ウ 施行完了年月日
  - エ 主任技術者の氏名
  - オ しゅん工図
  - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
  - キ 第10条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(主任技術者の立会い)

第13条 管理者は、指定工事事業者が施行した給水装置に関し、法第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事事業者に対し、当該工事に関し前条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第14条 管理者は、指定工事事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

## 第5章 雑則

(講習会)

第15条 管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

(その他)

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。